令和２年度第４回東久留米市地域自立支援協議会

令和２年１１月１３日

【地域支援係長】　　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

　皆さん、こんにちは。

　これより、令和２年度第４回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

　なお、本日は、有馬委員、松本委員、高原委員より欠席の御連絡をいただいております。また、武藤委員は、この後、御都合により途中退席される予定です。よろしくお願いします。

　それでは、まず初めに、資料の確認をお願いします。お手元の資料を御確認ください。一番上の資料が本日の次第でございます。続きまして、東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（素案）でございます。次が、東久留米市障害者施策に関するアンケート調査でございます。次が、東久留米市障害者施策に関する事業所ヒアリング調査結果でございます。資料の一番最後が、東久留米市障害者施策に関する団体ヒアリング調査結果でございます。

　配付資料は、以上になります。

　まず、会を進めるに当たって注意事項です。この会では議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いします。御発言の際は、着席のままで結構でございます。

　それから、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どなたの発言か分かりにくくなります。お一人ずつ発言をいただきますよう、よろしくお願いします。

　それでは、ここからの進行は村山会長にお願いしたいと思います。村山会長、よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。よろしくお願いいたします。

　まず、本日、今のところ傍聴希望者はいないようですけれども、もし会の途中で傍聴希望者が来られるようでしたら、事務局に確認してもらった上で傍聴をお認めしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

　はい。それでは、その形で進めさせていただきます。

　それでは、次第を御覧ください。

　まず、協議事項になります。東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（素案）について、事務局より説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】　　それでは、東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（素案）を御覧ください。

　簡単に、前回の資料から改善・追加した点を御説明させていただきます。

　まず、３７ページに、「３　ヒアリングからわかったこと」としまして、（１）団体ヒアリング調査、３８ページにつきましては、（２）事業所ヒアリングの調査結果を追加させていただいています。こちらにつきましては、特に事業者ヒアリング調査なんですが、「事業の運営に当たっての課題や問題」については、「職員の確保が難しい」、「事務作業量が多い」、「老朽化への対応やバリアフリー化など施設整備の改善が難しい」が高くなっているというヒアリング調査結果となっています。

　続きまして、前回説明していない資料から説明させていただきます。５５ページを御覧ください。第４章、障害者計画における施策の推進、こちらは前回、資料等もお出ししていなかったところなんですが、今回初めてお出ししているところです。こちらは前回の計画と新しく追加させた部分について御説明させていただきます。

　まず、新規事業といたしまして、６０ページを御覧ください。（２）医療体制・健康づくり支援の充実といたしまして、表の一番下の部分なんですが、保健・医療体制の充実ということで、新規でこちらに載せております。ただちょっと、健康課のほうが担当になりますが、文章については修正する可能性がございます。

　続きまして、６５ページを御覧ください。こちらの部分は基本目標３、障害児への療育と特別支援教室の充実ということで、新規といたしまして、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築ということで新規として追加しています。

　続きまして、６６ページを御覧ください。（２）障害児保育の充実といたしまして、新規としまして２つ、お出ししています。児童発達支援センターわかくさ学園での保育所等訪問支援事業、児童発達支援センターわかくさ学園での巡回相談事業として、追加しています。

　続きまして、６８ページを御覧ください。こちらは教育環境の充実といたしまして、前回の会議でもお話がありましたインクルーシブ教育について、新規として追加しています。

　続きまして、７２ページを御覧ください。７２ページにつきましては、公共施設等のバリアフリー化の促進といたしまして、東久留米市デマンド型交通の運行ということで、新規として追加しています。

　第４章につきましては７６ページまでですが、新規として追加した部分については、以上でございます。

　最初に述べなければならなかったことを忘れていましたので、ここで述べさせていただきたいと思います。前回の会議でＳＤＧｓのお話が出たかと思いますが、この障害者計画の上位計画である長期総合計画のほうで、ＳＤＧｓについて触れるという話を聞きましたので、この中でどこかまだ考えているところですが、ＳＤＧｓについて述べさせていただきたいと考えています。

　また、前回の会議でもありました、「障害」の「害」の字を、漢字表記にするのか、平仮名の表示にするのかというお話についてですが、事務局でも検討した結果、やはり、漢字の「害」という字を使うということになりましたので、ここで述べさせていただきました。

　説明については、以上でございます。

【会長】　　村山です。どうもありがとうございました。それでは、今、特に前回からの変更点、あるいは新しく追加された点について説明をしていただきましたけれども、この内容につきまして、御意見や御質問がおありの委員がいらっしゃいましたら、御発言ください。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。６６ページのわかくさ学園のところの新規２つについてですが、新しくやるということなんで、「保育園等」というのはどの範囲まで含まれているのかなというのが、結構いろんな保育園が今、公立以外にもいっぱいあるので、そこら辺をちょっと教えていただけるとありがたいなというのと、あと、７２ページのデマンド型交通、利用予約ということだと思うんですけれども、実際には東久留米市内でこういった交通がどのぐらいあるのか、ちょっと教えていただけるとありがたいなと思います。

【障害福祉課長】　　６６ページのわかくさ学園での保育所等訪問支援事業についてお答えさせていただきます。こちらは法内のサービスでございまして、例えば、公立保育園から民間の保育園まで、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等までが対象となります。ただ、実際の利用としましては、現在まだ保育園の利用しかなかったかなという記憶ではございます。公立保育園と、また、下の巡回相談の話であれば、幼稚園のお話をいただいているところでございます。

　続きまして、デマンド型交通につきましては、今、実験運行ということでございますが、詳細については、担当部ではないので、今、わかる範囲が少なく申し訳ないのですが、ちょっとお答えできません。「くるぶー」でございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

【委員】　　親の会の堀野です。どこのジャンルに入るのかちょっと分からないんですけれど、障害児保育の充実のところかどうか分からないんですけれども、先日、東京都の育成会の支部長会がありまして、そのときに、このコロナ禍で社会全体がニューノーマルと言われている時代に入ってきました。また、東京都の感染者も、昨日の時点では４００人近く、感染者が増えているということで第３波が来るんじゃないかというふうに懸念されているかと思うんですが、今後、障害児を抱えた親が、もし両親ともコロナにかかった場合、入院してしまったりした場合にその子供の保育はどうするのか。地方の祖父母とかに預けるわけにはいかないときに、障害のある子供をどこが見るのかとか、誰が見るのかとか、そういうところまで考えていただけると、東京都では、そのようになった場合に１,０００万円の補助が出るというふうに聞いたんですけれども、その辺りをちょっとお聞かせ願えると。

【障害福祉課長】　　今のお話の件ですが、東京都の補助事業としまして、１区市町村当たり１,０００万円ということで今、話が来ております。今まさに、庁内におきまして検討中です。ただ、障害児と言われてしまうと、また難しい部分もあると思います。

　ただ、この計画の中に入れるかということになると難しいということは御了承願えればと思います。以上でございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。武藤委員、お願いします。

【委員】　　清瀬特別支援学校の武藤です。私のほうからは、昨年も少し話題になったと思うんですけども、大人の余暇支援というか、さいわいさんでもし場所とかで、事業者という形で、要は、青年になった生活介護とかというような方々を対象に、定期的な大人の放課後デイというような形のところがどの辺りに反映されているのか、私がちょっと見つけられないだけかもしれないので、教えていただければと思います。

【障害福祉課長】　　今、武藤委員のおっしゃったお話でございますが、９７ページのところでご説明しようと思っておりました。前回の計画の際にもコラム的な感じで扱っておりましたので、今回も、青年・成人期の余暇活動については、このように、コラム的な感じで記載しております。

　また、青年・成人期の余暇活動といたしまして、今の部分におきましては、７５ページを御覧いただければと思います。生涯学習活動への支援と余暇活動の充実ということで、取組の方向性を記載しているところでございます。例えば、さいわい福祉センターで行っていただいているフットサル大会の実施や、生涯学習センターにおける各種イベントの事業等が余暇活動の支援に当たるものとは認識しております。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、御意見。斎藤利之委員、お願いします。

【委員】　　斎藤です。私のほうから２点なんですが、まず、６０ページのところの自殺対策事業なんですけれども、皆さん既に御承知かと思うんですが、先月の自殺者数というのは前年比４０％増なんです。女性が多い状況になっています。今、第３波のコロナと言われている中で、自殺に関しては今後、非常に注視していかなきゃいけないというカテゴリーかというふうに思っています。

　そんな中で、文言なんですけれども、ポツ２番目の「自殺リスクのある方」というのは、ちょっとどうだろうというふうには文言としては思う点が１点あります。担当課ではないので、今お答えはできないことは承知で意見としてお聞きしていただいて、担当課に回していただければと思いますが、自殺に関しては、例えばですけれども、私は保健が専門なのでこの辺りは非常に心配しているところなんですけれども、やはりネットとかの窓口業務というものは非常に重要になってきて、ある意味、フェース・トゥ・フェースではないところでつながりというもの、ここに「庁内外の連携」と書いてあるのでそこが意味するところかとは思うんですが、この充実というのは、例えば、産後うつに関しても同様のことが言えて、東久留米から自殺やうつに関するこういったことをなくすための、さらにちょっと強い施策が必要なのかなというふうに思っております。

　ゲートキーパーが３番目に書かれていますけれども、これも、いわゆる誰もがゲートキーパーになれるような形で、ゲートキーパーを養成するということに対する施策も同時に必要かなと思いますので、担当課のほうに打診していただければというふうに思います。これに関しては、お答えしなくて結構でございます。

　また同じく、私はスポーツ推進委員をやっていて、国のオリンピック・パラリンピック行政にも数年前まで関わっていたのでいかんともしがたいんですが、７６ページのところなんですが、今月１５日から１８日の期間の中で、ＩＯＣのトップ、ワンツーが日本に来日されます。その中で東京オリンピックの可否については相談はしない、議論はしないということではあるんですけれども、それはなかなか避けて通れない部分もあって、もし仮になんですが、東京オリ・パラが開催されないということが決まった場合に、この辺りの表現を少し工夫する必要があるのかなと思いますので、生涯学習課のほうに、この辺りはうまく調整できるように取り計らいいただければというふうに思います。

　私のほうから、意見として以上でございます。何かお答えできることがあればお答えしていただければと思いますが、特になければ。

【管理係長】　　いただいた御意見ですが、担当課のほうにも伝えまして、文言等、もし修正できるところがあれば対応をしていきたいと考えております。

　以上です。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　磯部委員、御発言をお願いします。

【委員】　　磯部です。あとで放デイの話もすると言っていたんですが、ちょっと忘れちゃいけないんで、今、来年度の報酬改定の中で、放課後等デイがかなり厳しい状況、議論されていて、営利企業が入っていることによって、ほかの業種に比べて収入が多いというような、もうかっているんじゃないかという記述が財務省のほうから出ているということでは、今後やっぱりどういう議論がされるのかというのも行政のほうで注視していただいて、また、放デイのほうの事業所には常に情報を伝えていっていただきたいなと思いますので、そこはよろしくお願いします。

　それから、コロナの件に関しては、ぜひ育成会の組織力で、いい実践があったらぜひ挙げていただいて、参考にさせていただきたいなと思いますので、うちのきょうされんも含めて、やっぱりいいものを、せっかくのお金なので、利用者や家族が安心できるようなことを情報提供していきながら、行政と一緒に考えていけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　もしないようでしたら、続きの説明を事務局に依頼してもよろしいですか。それでは、お願いします。

【管理係長】　　７８ページ以降の障害福祉計画を御説明させていただきます。

　７８ページをお開きください。７８ページ以降の障害福祉計画と、それ以降、障害児福祉計画もございますが、こちらは国のほうで３年ごとに基本的な指針が出されておりまして、そちらに基づきまして目標等を市で定めているものです。

　７８ページと７９ページが障害福祉計画に関する、国の指針においての基本的な考え方となっております。こちらの指針自体はもう少しあるんですけれども、市に関しての指針、区市町村レベルの単位での指針をこちらに記載しているものです。こちらに関しましては国の指針となりますので、特に市の目標というものではなく、というところで御理解いただければと思います。

　８０ページ以降が令和５年度に向けた東久留米市の目標として記載している部分です。

　（１）は福祉施設入所者の地域生活への移行ということで、国の指針におきまして、こちらの数値目標を記載するようにということで定められております。基本的に、この目標の設定につきましては、国において記載が定められているものでございます。

　（１）地域生活への移行につきましては、令和元年度末の施設入所者のうち、６％以上地域へ移行するということで定められております。東久留米市におきましては、令和元年度末の施設入所者数９４名という形になっておりまして、こちら６％以上が移行することとなりますと、令和５年度末の人数が８８名となるというところで記載しているところです。現時点、令和２年９月末時点では、現在９１名というところです。

　続きまして、８１ページを御覧ください。こちら（２）といたしまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで記載しております。

　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しまして、協議の場をまず設置をしてくださいということで国のほうの指針で記載されているところです。東久留米市は、協議の場を既に設置しておりまして、令和元年度以降、こちらの記載の回数の協議をしているところでございます。

　①が協議の場の開催回数の見込みとなっておりまして、②が関係者の参加者数の見込みとなってございます。③が目標設定につきまして検討してまいりますというところを記載しています。

　（３）が地域生活支援拠点等の整備ということで、こちらの前回計画にも記載している部分ですけれども、国の指針におきましては、令和２年度末までに整備することとされておりまして、令和３年度以降はむしろ年１回、そちらの見直しをしてくださいという形になっているんですけれども、東久留米市におきましては、地域生活支援拠点がいまだ設置しておりません状況でして、こちら、整備について検討をしてまいりますということで引き続き記載しています。

　地域生活支援拠点を簡単に御説明しますと、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことでございます。主な機能といたしましては、相談、緊急時の受入れ対応、ひとり暮らしの体験の機会の場の提供ですとか専門的人材の確保、養成、地域の体制づくりという形となっておりますが、大きなパターンとして２パターンございまして、施設を作ってそこを拠点とするというパターンと、あと、市内の事業所様の協力体制を作成して面的な体制をつくるということで、大きく２パターンあるんですけれども、東久留米市は面的な支援を行う体制を目指して検討を進めますというところで記載しているところでございます。

　続きまして、８２ページの（４）福祉施設から一般就労への移行等というところです。こちらも国において、目標が設定されておりまして、令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち、１.２７倍以上の方が令和５年度中に一般就労へ移行するように目標を定めてくださいという形になっておりますので、こちらも９人の方から１４人の方という形で記載しています。

　続きまして、８３ページの（５）相談支援体制の充実・強化等というところです。こちらでは、市において総合的・専門的な相談支援の実施に向け、基幹相談支援センターの整備について検討しますというところで新たに記載しているところでございます。

　基幹相談支援センターにつきましては、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う事業所としてイメージしていただければと思います。

　また、これに加えて、相談支援専門員の方への支援といたしまして、施設代表者会の相談支援部会における個別ケース相談の実施に加えまして、研修等の相談、研修等の御紹介、また今後、市独自の研修会の開催等について検討してまいりますということを記載しています。

　最後、（６）障害福祉サービス等の質の向上をさせるための取組に係る体制の構築というところでございます。国の指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者が真に必要とするサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいということで記載されております。先ほど磯部委員のほうからもお話がありましたけれども、株式会社等の参入によって、なかなか質の確保が今できていないような状況もあるのかというところがございまして、こちらが新たに加わったところです。

　障害福祉サービス費との過誤をなくすための取組といたしまして、適正な取組や運営を行っている事業所を確保するための取組といたしまして、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向ですとか、東京都が実施するサービス事業者の指導監査の結果を共有することによって得られる情報を施設代表者会等の機会を通して、こちらから助言・指導してまいりたいということで記載しています。

　こちらが令和５年度末までの目標となっております。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　それでは、今の御説明につきまして、御意見や御質問がおありの委員がいらっしゃいましたら、御発言ください。

　委員の皆様が考えている間に、私から幾つか基本的な、初歩的な質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

　まず、８０ページで６％とあるわけですけれども、例えば東久留米市の場合、決して母数がそもそも多くないところで、１人増えたり減ったりするだけでパーセンテージに大きく影響があると言えると思うんですけれども、これはもう目標設定として国の指針に基づいたら、もうこの形で目標設定をすることがもう半ば義務づけられているという理解でよろしいかというのが１点目です。

　２点目は、８２ページに一般就労への移行についてありますけれども、先ほどから、委員の皆様からも新型コロナウイルスの感染拡大に関する意見、あるいは、今後の見通しについて御発言がありますが、令和元年度を基準とするというのが、例えば障害があるなしにかかわらず雇用が非常に厳しい状況で、令和元年度を基準とするこの目標設定も、今後、本当にこの基準でいくのか、あるいは、国のほうでその基準自体を変える、あるいは、指針を変えない限りは、市としては、数値としてはこの計画で出さざるを得ないという理解でよろしいか。この２点について教えてください。

【管理係長】　　まず、御質問のありました１点目、福祉施設入所者の地域生活への移行というところですが、国の指針において６％と定められているところと、あと地域の事情に応じてという形で注釈がございます。東久留米市といたしましては、こちらの地域生活への移行というところは、なかなか状況にもよって難しいところがございまして、数値が読みづらいというところがございますので、基本的には国の指針に基づきまして、この目標で定めているところでございます。

　また、８２ページの（４）の部分ですが、確かに今、就労継続支援事業所のほうからもそういった作業がコロナの影響でかなり減少していて、事業所としても厳しいというお話を幾つかお伺いしていますけれども、国のほうから、特にパーセンテージといったところでは、特にコロナの影響というところでは触れてはいないと理解しているところですので、基本的には、この数字のまま目標を設定すると考えております。

【会長】　　村山です。つまり、実際、今後の状況に応じてどうだったかというのはＰＤＣＡサイクルの中で検証するという理解ですね。

【管理係長】　　おっしゃるとおりです。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか御意見、御発言おありの委員がいらっしゃいましたら、ぜひお願いします。

　飯島委員、お願いします。

【委員】　　さいわい福祉センターの飯島です。８２ページで、今のとちょっと関係する部分なんですけれども、一般就労への移行等というところで、数値目標、数の問題と、あとは、現実的に障害を持っている方の雇用、就労支援室等で支援させていただいているところなんですけれども、やはり正職員というよりもパートさん、非常勤、いわゆる短時間労働の方が結構多いという現状もあります。なので、国の障害者雇用の雇用率何％みたいなところも、実は頭数はいるんだけれども、なかなかパーセンテージに反映できないという課題もありますので、そういった部分でいくと、現状の部分と、実際しっかり短時間労働でもその方々にとっては必要なことですし、そういった意義を持って皆さん就職している方もいるという現状なので、そういったところを評価できるような目標設定が現実、必要なのかなという気はしているところです。

　障害者雇用の部分は、ハローワークさんとかいろいろやっていらっしゃるので、そういった現状も見ながらですけれども、何とかそういった見えない部分の目標設定がきちんと反映できるようなものができたら、現場としては、とてもやる気が出てくるのかなみたいな感じはいたします。

【会長】　　村山です。今、飯島委員から具体的に名前が挙がっていたんですが、ハローワークの佐藤委員、何か御発言がありましたらお願いできますか。すみません。今、飯島委員がちょうど言及してくださったので。

【委員】　　ハローワーク三鷹の佐藤です。今の内容で、どうお答えしたらいいのかというのがちょっと難しいところですけれども、この内容からすると、確かに一般就労移行というのが何をもって一般就労なのかというのがちょっと難しいところがありつつ、今言った短時間就労というのも、多分感覚として何時間が短時間就労なんだというのも課題にあると思います。ハローワークの基準でいうと、簡単に短時間就労というと、２０時間以上３０時間未満の方というのが固定されてくる。雇用率の問題がありますので、一般企業でいうと、２０時間未満の人は、ちょっと言い方が悪いですけれども、障害者を雇用してもメリットがないという言い方もおかしくなっちゃいますけれども、雇用率にも反映されないですし、納付金の雇用の対象にもなってこないので、雇っていても納付金を払わなきゃいけないとかそういったメリットもありますので、できればあとは、会社さんが３０時間以上の方を目指していますというのがありますので、一般就労というと、ハローワークの感覚ですと、そういった方でしっかりできる方というのが目標になってくるというのもおかしいですけれども、なってくるのかなと思います。

　ついでにというのもあれなんですけれども、このコロナ禍の中で、一般就労というのがなかなか難しいというような状況で、相談に来る方というのがどうしても地元密着というか、コロナで都会に就職に行くのがどうしても嫌だという方が非常に増えてきていますし、通勤ができないので近くでお仕事を探したいということで、一般就労の目標はありますけれども、地元でお仕事できるところということで、企業さんをどれだけ市内でというか近場で開拓できるかというのも、ちょっと趣旨が違うとは思うんですけれども、それもまた一つの目標になっていくのかなというところも出てくると思います。

　ということで、回答になっているかどうか分かりませんが、私の意見でございました。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。いきなり振って申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

　そのほか、御意見、御質問。磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。８２ページの地域生活支援拠点等の整備ということで、一応、説明では地域の事業者が機能を分担してということで書かれていて、説明もありましたが、なかなか今、そういった形をつくるところまではいかないかなという、実情としてはね。でも、現実的には、親亡き後の人たちが何人かもう地域にいるわけですので、そこら辺は本当に、こういう面的なものでいいのか、そういう専門的なところをつくるのかというところに関しても、また、ちょっと議論はさせていただけるとありがたいなと思うし、面的なところをやる場合には、極めて個人的な情報が飛び交うわけですから、一定程度のテーマを決めながら連携していくということも、例えば、コロナのことでどうしているのかみたいなことも含めて、具体的なテーマを設けてやっていくことで面的なことができるのかなというふうに思っていますので、一定これについても、少し動きをとっていただけるとありがたいなと思います。

【管理係長】　　地域生活支援拠点につきましては、本当に自治体ごとに形というのが様々ございまして、施設を作ってそこで全部やっていくというところもあれば、今ある既存のものを生かしてというところでやっているところもございますので、他市の事例等も研究しながら、地域の中で事業所様とも相談しながら、どういう体制がいいのかというところを考えていきたいと思っております。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　斎藤利之委員、お願いします。

【委員】　　企業の点なんですけれども、来年３月に一応２.３％に比率が上がると言われています。コロナの影響があって、それをそのままやるかどうかはちょっと聞いてないところですけれども、私も知的が専門なので、知的の子たちなんかがよくＢ型、Ａ型も含めてなんですけど、移行していくよってなったときに、例えばですけれども、市内の企業さんがどのぐらい法定率を守ってやっているのかみたいなことというのは、結構全国的には関心事が高いことなんですけど、そもそも中小企業があまりないということで、こういったところに上げていないのかということと、それから、今言った知的なんかは結構、マッチングで離職率というところも非常に質問に上がってきたり課題になってくるところですけれども、そういった就職率、企業の体制や、入ったけれども翌年辞めてしまうとか、２か月で辞めてしまうとかというようなところというのは、何かウォッチされているデータとかございますか。

【福祉支援係長】　　まず、雇用率、企業の２.３％の障害者の方の雇用は、手元に資料がございませんので、御容赦いただければと思います。

【委員】　　手元にないのか、もともとないのかというところは大きな違いだと思うんですけれども、そうすると、手元にないなら持ってきてという話になっちゃうので。

【福祉支援係長】　　失礼しました。データ等は特にございません。御容赦いただければと思います。

　その次の定着に関してですが、就労定着支援というサービスが平成３０年度からスタートしておりまして、その中で、就労してから６か月間経過した方への継続的な就労に向けたサービスを実施するということで、当市でも幾つかサービス決定例がございますし、市内でも事業所が出てきている状況です。

【会長】　　飯島委員、お願いします。

【委員】　　さいわい福祉センターの飯島です。今の就職率とかその辺の実感としてなんですけども、東久留米市で知的障害、身障の方が主でバックアップさせていただいているところなんですけれども、平成１８年ぐらいから始まったのかな、ちょっと自分は異動であれなんですけれども、今現在の累計で、大体２００名ぐらいの方のバックアップは今している状態です。先ほど言ったように、一般就労は、逆に短時間労働の方が主になってしまうので、なかなか正規職員、いわゆる正職で働いているという方は、２００人のうち、つかみですけども、１０人ぐらいかなというところで、本当に皆さん短時間労働で働いています。ただ、長い方は１３年も１４年も働いていますし、平均で大体五、六年ぐらいは皆さん、働いて頑張っていらっしゃるのかなという思い、そういうつかみがあります。特に清瀬特別支援学校の生徒さん、卒業した方を引き継いで、見ながらやらせていただいているというところもあるんですけれども、先ほど言ったように、平均大体五、六年、１０年、１５年とかいう方も少しずつ出てきているところです。

　ただ、おっしゃったように、少しずつやっぱり離職の方も出てきているんですけれども、年間で大体四、五人ぐらいかな、ここ一、二年で大体そのくらいの方が出てくるようになってきているんですけれども、幸いにも、再就職ということでのまたチャレンジできるようなパターンで支援はできているかなというところです。今現状はそんな形です。

　精神の方はあおぞらさんがやっていらっしゃるということですね。

【会長】　　村山です。小林委員、何か御発言ありますか。

【委員】　　就労に関してですか。

【会長】　　はい。

【委員】　　めるくまーる、小林です。

　就労に関しては同じ法人のあおぞらがやっているんですけれども、就労という、相談の窓口が最近、いわゆる就労になっているというような、まずは皆さん就労で来るんですけれども、いやいや、まだまだ就労じゃないでしょう。地域での生活が先ですよという方が結構多いというのが精神の方の特徴のような気がして、就労で来るんですけれども、そこからやっぱりまず、めるくまーるで生活面をサポートして、そこから安定してきたら、また就労のほうにお返しするという流れが今できているような感じです。

【会長】　　ありがとうございました。

　そのほか御意見、御発言。佐藤委員、お願いします。

【委員】　　ハローワーク三鷹、佐藤です。先ほどちょっとお話が出た、数字だけの話になるんですけども、多分そこはハローワーク専門になると思いますけれども、一応、たまたま持っていたんですけれども、令和３年３月１日から法定雇用率が２.３％に上がるというのはもう確定はしておりますので、これでちょっと、前までが４５.５人以上の企業が雇わなければいけないところが、従業員さん４３.５人からは１名雇ってくださいという形での法定雇用率は上がってきます。

　あとは、今現在の細かい数字は分からないですけれども、東京都のデータでいいますと、民間企業ですと、法定雇用率を達成している割合というのが３２％になりますので、東京都が全国に比べてもそこら辺は圧倒的最下位というのはもうずっと数年は変わっておりません。

　ただ、やはり法定雇用率が、今ですと４５.５人以上から１名雇わなければいけないんですけれども、どうしても雇わなければいけない、不足が出ることに納付金というのを納めていただくんですけれども、納付金の発生が１００人以上の企業からになるので、小さい企業が集まっている市区町村ですと、正直言うと、４５.５人から１００人の間の企業ですと、雇用はしなければいけないけれども、何の罰則的なものがないということで意識があまり薄い企業さんが集まっていると、なかなか達成はしてないけれども、雇用ができないという企業が多いのかなという、すみません、数字だけの内容ですが、ちょっと数字が分かっていたのでお伝えいたしました。

【会長】　　村山です。どうもありがとうございました。

　そのほか、御意見、御発言おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

　横井委員、お願いします。

【委員】　　横井です。８２ページの地域生活支援拠点のことをもう一回御質問させていただきます、今の計画でも、整備については検討されているかと思いますが６期の計画でも検討という形になるのでしょうか。検討が続いていて、この計画が終了する時には設置となるのであれば、そんな書き方でもいいのではないかと思ったのが１つ。

　それから、この拠点については、全障害を面的整備で考えていらっしゃるのか。それとも、障害別に拠点と面的整備とを分けて何か考えていらっしゃるのか、今の状況がお話しいただけるのであれば、教えていただければと思います。

【管理係長】　　地域生活支援拠点等の整備につきましては、まだ具体的な内容まではなかなか市としても検討ができていない状況で、まだ「設置する」とまでは記載は難しいのかなと考えているところでございます。

　障害の身体、知的、精神を一体的にやるのかというところも含めて、ちょっとまた、今後検討していきたいと考えております。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほかいかがでしょうか。飯島委員、お願いします。

【委員】　　さいわい福祉センター飯島です。これは計画に載せるべきなのかどうかちょっとあれなんですが、ここ数年、いわゆるシェルター、ＤＶだとか虐待だとか、そういったものが時々、案件として出てくるということで、昔でいうと措置するとかそういった話にもなるだろうし、児童相談所だったりとか婦人保護施設だったりとか、そういったことも連携が当然必要になってくるとは思うんです。東久留米市としてのそういった資源というか、そういった場であったりとか、増やすというとちょっと治安が悪いという話になっちゃうんですが、なかなか難しいんですけれども、そういった部分の計画とか取組という部分を、何かここに載せるべきなのかどういった形で、情報としてきちっと精査しておくのか、ネットワークをどうするのかというところも一つあってもいいのかなと、ちょっとここ最近、思っているところなんです。

【会長】　　何かお答えになりますか。

【福祉支援係長】　　地域生活支援拠点の整備という中で、今おっしゃられた緊急時の対応が話題に上がってくるのかなと、課題としてあるのかなと思います。現状は既存の障害福祉のサービスの中で、短期入所ですとか、緊急一時のサービスといった対応をしているというところです。

【会長】　　堀野委員、お願いします。

【委員】　　親の会の堀野です。先ほど横井委員がおっしゃられました地域生活支援拠点の話なんですが、親亡き後って本当にここ最近、ずっと問題視されていることで、親の会でも、年々、皆様年をとっていくわけでございまして、これは第５期福祉計画からずっと検討され続けていて、また検討ということで、いつまで検討を続けるおつもりなのかなというのと、その間に親はどんどん死んでいくんだということと、あと、やっぱり本当に切実な問題で、できれば国有地とか、東久留米の下里にある建物とかを安く忖度して買い取っていただいて、高齢者と障害者が一緒に住めるような一体化した建物なんかをつくるとか、そういう計画はないんでしょうか。

【障害福祉課長】　　様々なご意見があると思います。ただ、市にも予算がございまして、新たに建物を建てる等はなかなか難しいということは考えております。

　また、今回、地域生活支援拠点につきましては、事務局も整備していかなければならないという思いから、今回、事業者のアンケートの中で、どういうことができますかとお聞きしているところです。そのような意見を踏まえながら、まず事務局のほうで検討としていきたいということで、今回、アンケートの中に入れさせていただきました。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほかいかがでしょうか。

　では、先に進ませていただきます。８４ページからの説明になりますか。お願いいたします。

【管理係長】　　私のほうから、８４ページ以降、事業量の見込みにつきまして御説明させていただきます。

　こちら、事業量の見込みということで、あくまで目標ではなく、令和３年度以降の事業等の見込みということでございます。こちらに記載している第５期が平成３０年度から令和２年度までということになっているんですが、基本的には、平成３０年度と令和元年度は年度末、３月の実績となっておりまして、令和２年度は９月の実績ということで、記載しています。

　ただし、今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響をかなり受けておりまして、特に訪問系サービスですとかい児童系サービスにつきましては、イレギュラーの数値になっているところがございますので、令和２年度の数値につきましては、あまり参考にならないのかなというところで御理解いただければと思います。

　こちらの見込み量につきましては、国のほうで過去の実績等を勘案して出す計算方法等がございまして、それに加えて、地域の実情に応じてこちらの数値を設定しているところになっております。

　幾つかピックアップしてこちらでお話をさせていただければと思うんですが、まず居宅介護、こちらは平成３年度からかなり見込みが増えている状況として記載しているんですけれども、平成２９年度までは比較的横ばいの数字だったところが、近年、利用される方が非常に増えておりまして、こちらでもその要因を調べてはいるんですけれども、なかなかはっきりしたものはなく、ただ、傾向としては、精神障害の方が今とても増えていらっしゃるため、ホームヘルプを使われる方が増えているのかなと考えているところでございます。

　あと、訪問系サービスにつきましては、基本的に従事される方がいらっしゃらないというところが自立支援協議会の中でも課題として言われてきたところでございまして、同行援護は継続、特に変わらない数値となっておりまして、行動援護のほうが１名ずつの増となっております。８５ページを御覧いただければと思うんですが、真ん中のところで見込量の確保に向けての方策といたしまして、「福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況につきまして人材の確保に努めます」というところで記載をしているところでございます。

　続きまして、８５ページ以降の日中活動系サービスでございます。こちらの生活介護のところが、まず、こちらも令和３年度以降増加する見込みということで記載しておりますが、こちらも市内、令和元年度までは比較的横ばいの状況だったんですけれども、今後、生活介護を使われる方も増えてくるというところで、事業所の不足等も、今、御意見をいただくところであるんですけれども、こういった形で記載をしています。

　続きまして、８７ページの就労継続支援Ｂ型でございます。こちらも生活介護と同様に、利用される方が徐々に現在、増えていっている状況でございまして、こちらの数字となってございます。

　こちらの日中活動系サービスの見込量確保についての方策ということで８９ページに記載しているところでございますが、こちらもまず、人材不足というところが事業者様のヒアリングの結果からも、かなりあるのかなというところがございまして、こういった記載をしているところでございます。

　また、２番目といたしまして、障害者の高齢化、重度化に伴う利用者の増加や、学校を卒業された方の進路希望の増加として、生活介護の定員の不足というのはこちらで御意見をいただいているところでございますので、提供体制の確保のための方策を検討してまいりますというところでございます。

　先ほど就労の定着についてもお話がございましたけれども、こちらで就労定着支援のサービスと就労支援室等の連携により、一般就労に移行した方が定着率の向上を目指しますということで記載をしているところでございます。

　続きまして、居住系サービス、８９ページ、（３）になりますが、こちらの自立生活援助が、施設ですとかグループホームを利用されていた方がひとり暮らしをされるに当たって定期的に支援を行いますというサービスなんですけれども、平成３０年度から新しく始まったサービスですが、現在のところ、利用者の方がまだいらっしゃらないというところでございます。事業所も今、市内にはないんですけれども、近隣にも徐々に増えてきているという状況もございますので、１として見込んでいるところでございます。

　また、その下の共同生活援助、グループホーム、親亡き後という御発言もございましたけれども、グループホームの設置を望まれる声というのは多くいただいているところで、こちらで市に開設の御相談に見えている事業者様の声とかも勘案して、こちらの増加の数字としているところでございます。

　９０ページのサービス見込量に向けての方策というところにおきましても、３番目のところで、親亡き後を見据えた対策としてグループホームの整備が必要とされていることから、見込量の確保に努めますというところで記載をしているところでございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。今の御説明に関しまして、御意見や御質問おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

　よろしいですか。

　では、もし出てきましたら、最後にまたお尋ねします。

　では、第６章の障害児福祉計画の説明をお願いいたします。

【管理係長】　　すみません、６章の前に９１ページ以降の説明を引き続きさせていただければと思います。

　９１ページの（４）特定相談支援と地域相談支援というところでございます。こちら、計画相談支援・障害児相談支援とも、近年、件数としては増加しているところでございますので、こちらで増加する見込みを記載しています。

　地域移行支援を令和２年度に初めて使われた方がいらっしゃいまして、こちらも１として記載をしているところでございます。

　地域定着支援につきましては、なかなか今のところ、利用される方がいらっしゃらない状況ではございますけれども、こちらも１名として見込んでいるところでございます。

　相談支援に関しましては、相談支援専門員が不足しているというお声もいただくところでございますので、こちらで初任者研修等の周知に努めるとともに、人材の確保に努めますというところで記載をしています。

【福祉支援係長】　　では、９２ページの自立支援医療を説明いたします。自立支援につきましては、３種類でございまして、更生医療、育成医療、精神通院になります。それぞれ障害をお持ちの方、児童の方は、軽減や機能の維持等、あるいは、改善の見込みがある場合にその医療費を助成するという制度です。精神通院の場合は、通院等の医療費の助成という制度でございます。更生医療と育成医療に関しては、おおむね横ばいという形で動いています。一方で、精神通院医療に関しましては、今回のこの実績もそうですが、以前の計画からも増が続いているということがございますので、こちらの増加を想定した見込みとなっております。

　補装具につきましては、平成３０年度が非常に多い件数になっておりますが、この前の数年を見ますと、おおむね今回の見込値の微増、もしくは横ばいという形の数値ですので、そう想定しております。

　続きまして、９３ページを御覧ください。地域生活支援事業です。こちらについて、委託相談支援と成年後見制度の利用支援でございます。こちらに関しては事業所の箇所２か所ということです。

　成年後見制度に関しましては、主に知的障害者の方や精神障害者の方の判断サポート、あるいは、財産等の保全ということで御協力をお願いするという制度ですが、今のところ、実際の利用にまで至った案件が、まだ１件もございませんが、今後、利用を見越して試算しております。

【地域支援係長】　　②の移動支援事業のところですが、知的や精神の障害をお持ちの方の外出のための援助の事業です。令和２年度分は、やはりコロナの影響で外出される方が減少されたということもあり、実利用者数が例年に比べて減少している状況でございます。

　今後の第６期の見込みといたしましては、実施箇所というのは利用者の方が契約した事業所さんの数で左右されるので、据置きのままで、実利用者の方が増えることを想定して、あと、ひと月当たりの平均利用時間につきましては、今までの過去の平均のところでのみ込めるような形で算出しております。

　移動支援については、以上です。

【福祉支援係長】　　続きまして、日常生活用具です。要点のところで１件だけ。

　おおむね横ばい、微増という形で想定していますが、排泄管理支援用具、ストーマ装具、おむつ等をお使いになるという方への給付に関しては、明確に伸び等が見込まれるということで、増の数値ということで見込んでおります。

　以上です。

【地域支援係長】　　次に、④訪問入浴事業、こちらは、在宅の重度身体障害者の方で通所の入浴サービス等を受けるのが困難でありというところで、通所の、例えば、さいわい福祉センターさんでやっている入浴サービス等も受けられないようなかなり重度の方が利用されるサービスで、現在も、実利用者人数１名で、月当たり４回利用されているような状況で、６期以降も同様の見込みで算定させていただいております。

　⑤の日中一時支援につきましては、こちらも移動支援と同様に、コロナの影響で、今年度については実利用者人数が落ち込んでいるような状況でございます。６期の見込みといたしましては、実施箇所数は、現在のところ増える予定がありませんので、実利用者数が今後増えていくことを想定して、のみ込める数値で算出させていただいております。

　次が９５ページ、⑥手話通訳者・要約筆記者派遣でございます。こちらもやはり、外出される件数が少ないので令和２年度はかなり少ない数字になっておりますが、令和３年度以降のところも、件数としては、過去の数値をのみ込めるような形、要約筆記についても、今までの件数のところを勘案して、このような数値を上げさせていただいております。

　⑦の手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業のほうです。令和２年度の、こちらの区分のところで養成講習修了者数と記載させていただいております。令和２年度につきましては、まだ講習が終了しておりませんので、こちらのところには、現在、講習を受講されていらっしゃる方の人数を記載させていただいております。令和３年度以降の６５名というのは、今、登録の養成事業のほうのクラスが４つございまして、入門、基礎、応用、実践の４つのクラスがございまして、そこのクラスの定員の数で記載させていただいております。

　⑧の地域活動支援センター事業のところです。こちらは障害がある方に創作的活動や生産活動等の機会を提供したりする、こちらの記載にあるような事業でございます。申し訳ありません。令和２年度のⅠ型のほうの実利用者数が、資料の作成にちょっと数字が間に合っておりませんので、空欄で載せさせていただいております。次回資料作成をするときまでに入力してお示しさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

　Ⅱ型のほうが、さいわい福祉センターでやっている地域活動支援センター事業のほうで、令和元年度、令和２年度、やはりコロナの影響で少し実利用者人数が減っておりますが、６期以降のところ、令和元年度実績で、取りあえず数字を載せさせていただいているというところでございます。

【管理係長】　　先ほど一旦触れた場面もありましたけれども、９７ページ、青年・成人期の余暇活動についてということで、こちらにコラムのような形で記載しているところでございます。こちら、児童に関しましては、放課後等デイサービスということで、放課後等の日常生活充実のための支援ですとか創作活動、余暇の提供というところで児童福祉法に定められたものがあるんですけれども、政治に関しましては、一部地域生活支援事業といたしまして、移動支援事業ですとか、日中一時支援事業等がございますが、基本的に、放課後等デイサービス事業と同様のサービスは、今のところ提供されていない状況ではございます。

　こちらにつきましては、日中活動終了後の過ごし方につきましては、休息の時間に配慮した上で、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれていますということで、前回と同様に記載しています。

　こちらは、資料は令和元年度より、市内で青年・成人期の活動に関する支援を提供されている事業者の方に関しまして、活動の場所といたしまして、こちらのさいわい福祉センターのホールのほうの貸出しを開始しているところでございます。青年・成人期の余暇活動につきましては、こちらでも国や東京都のほうの動向を注視するとともに、生涯学習の考えについて調査研究してまいりますと記載しているところです。

　こちらからの説明は、以上となります。

【会長】　　ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

　私から１ついいですか。９１ページの表の障害児相談支援が令和２年度の９月までの平均だけ飛び抜けているのは、何か理由があるんでしょうか。

【管理係長】　　令和２年度におきましては、障害児相談支援のやり方というか方法を一部変更した部分がございまして、今までは年度初めに一度に実施していたところ、誕生日に実施するというところで変更を加えたところがございまして、４月に一旦まとめて実施した上に、また毎月、誕生日を迎えるお子様について実施しているところで、少し数字が増えているところです。

　来年度以降は、基本的に、誕生日を迎えたお子様に対して実施するという形にしておりますので、基本的に同様の数字になるものと考えてございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　斎藤利之委員、お願いします。

【委員】　　斎藤です。ここで議論することではないとは思うんですが、今、例えば訪問看護ステーションとかも看護師がいないということで、全国的に、正直言いまして、看護師の取り合いなんですよね。例えば、東久留米も高齢化率が決して低いわけではない中で、いかにこういう方々を確保できるかというものを早くやらないと、来てくれない状況に間違いなくなります。金額的には、看護師という金額であれば、ある程度の金額で定められるわけですよね。例えば一つの例として、先ほど買上げしたらどうですかという堀野さんからのお話もありましたけれども、例えば、高校生で今後、看護師を目指すよと、東久留米で働きますよという方に対して学費等々の免除であったりとか、給付だったりとか、いかに東久留米にエッセンシャルワーカーと言っていいのか、ＤＴもそうかもしれませんけども、そういう人材を早く囲い込まないと、外から来てくれるだろうは、絶対とは言いませんけれども、非常に難しいと思うんです。ましてや愛着がある、自分たちが育った町から巣立っていって、また戻ってきてもらえると。もしかしたら補助金がいいのか、場合によっては、そういう何か、メディカルパークみたいなところで安く済ませてあげるような、住宅の居住システムを提供してあげるか。

　いずれにしても、これだけ高齢化率があって、今後ますます在宅でケアをされる方々がそれぞれのカテゴリー、いわゆる身体、精神、知的を含めてですけれども、どのカテゴリーも増えると思うんです。そのときに、やっぱりマンパワーがどうしても必要になって、そうなったときどうしようでは遅過ぎると思うんですよね。その辺りの検討がないまま、今、目の前にあるものを一生懸命やるということは当然必要なんですけれども、その先を見越して、もう長計のほうから人口統計が出ているわけですから、見越してこのぐらいになるだろうという、令和５年度以降も含めて、その辺り、人材の確保を本当に真剣にやらないと、東久留米だけじゃない日本全体の話だと思うんですが、そういうことになりかねないかなということを危惧しております。そんな話は庁内ではされるんでしょうか。

【障害福祉課長】　　今のお話ですが、庁内でそのような話があるかというと、特にはと認識しております。ただ、各保育園等、看護師の募集をかけても、なかなか来ていただけないという現状は確かにございます。この障害福祉計画の中に看護師についての育成という面は入れられないと思いますが、御意見としては伺ったということで御認識いただければと思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　堀野委員、お願いします。

【委員】　　親の会の堀野です。９１ページの相談支援事業の見込量確保というところで、看護師は、数字をここには入れられないということであれば、相談支援専門員は、不足しているのであれば、大体年間で何人ぐらい研修を受けさせるとか、そういう具体的な計画みたいなのはあるんですか。

【管理係長】　　相談支援専門員につきましては、実際にその事業所に働かれている方が対象になるということでございまして、その事業所様ごとの御判断にもなるという中で、事業所で受けられる方につきまして、こちらで把握をしてというお話になってくるところですので、ちょっとなかなか数の見込みというのは難しいところではあるんですけれども、今年から研修の制度も変更が一部加わっておりまして、その点、こちらでも研修等の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【会長】　　小林委員、お願いします。

【委員】　　めるくまーる、小林です。同じように計画相談支援のところでのことなんですけれども、東久留米は相談支援事業所は結構、数はあるんですよね。ただ、やっぱりそれぞれの法人がそれぞれの法人内での計画相談をやるけれども、やっぱり外部の、ほかのを受け入れないというところで、一部にどうしてもかなり負担がかかっているというところで、他市に関しては、最初、計画相談が始まったときは、どうしてもサービスを受けるのに受給者証が必要だから、それぞれの法人で相談支援事業所を立ち上げて、あそこはつくりましょうねという形でやってきたと思うんですけれども、そこから今度は、ある程度自分のところができたら今度は外部の事業所をやって、違った見方をすることによって個人個人の可能性が広がっていくというところで、他市に関しては多分、新規に関しては、自分のところの法人でなくても、他法人をどんどんやっていきましょうという流れが今、全国的にそうだと思うんですけれども、その辺を東久留米のほうでも、市のほうからいろんな事業所のほうに行っていただけると、結構、不足が解消されるんじゃないかなと思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　何かお答えになりますか。

【福祉支援係長】　　今、委員がおっしゃったとおり、総体の増というのは、どうしても事業所というところがありますが、連携に関しては、施設代表者会にある相談支援部会等で情報共有をしたりですとか、施設代表者会本体も各事業者様の連携ということで、いろいろな御意見を伺うとか、今、取り組んでいるところです。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　では、障害児福祉計画のほうに進みたいと思います。よろしくお願いします。

【管理係長】　　続きまして、９９ページ以降の障害児福祉計画につきまして御説明させていただきます。

　９９ページは国の指針を記載している部分でございますので、参考に御覧いただければと思います。

　１０１ページ以降が令和５年度に向けた東久留米市の目標として設定している部分でございます。

　まず１点目としまして、重層的な地域支援体制の構築ということで、昨年度、東久留米市立のわかくさ学園が児童発達支援センターに移行したというところがございまして、地域の中核的な支援機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所様と緊密な連携を図りながら、障害児通所支援の体制整備を進めますということで記載しています。

　わかくさ学園におきましては、従来行ってまいりました通所支援や相談支援に加えまして、療育の知見やノウハウを生かしました巡回相談ですとか、訪問支援事業を新たに実施することで、本市における療育の向上と障害児への地域社会への参加・包容推進に努めていきますというところで記載しています。

　（２）関係機関と連携した支援というところでございます。こちらもわかくさ学園のほうで実施しております相談事業、親子療育事業と、健康課で実施してございます乳幼児健診、発達健診等の連携を充実することで早期療育につなげていきますというところで記載しています。

　また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携しまして、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援していきますということで記載しています。

　わかくさ学園は、今度、保育所等訪問支援事業の先ほどの対象もありましたけれども、こちらは１８歳までの支援というところで、１８歳から成人への支援につきましても、切れ目のない支援に努められるように支援体制の構築に努めてまいりますというところで記載をしているところでございます。

　（３）特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備というところで、重症心身障害児や医療的ケア児の方々が身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきますというところで記載をしてございます。医療的ケア児に関しましては、本協議会が連携を図るための協議の場として設置されているところですが、こちらで国の指針においては、医療的ケア児のコーディネーターを地域に配置してくださいというところで記載があるんですけれども、東久留米市につきましては、現在、２名の医療的ケア児コーディネーターがいらっしゃるところでございます。本年度も新たにお一人、今、研修を受けようとしているところで、年度においては３名配置を予定しているところです。こちらもコーディネーターの配置を促進しまして、支援のための地域づくりを推進していきますというところで記載しています。

　続きまして、１０２ページ以降が事業量の見込みです。児童のサービスにつきましては、令和２年度につきましては、かなり新型コロナウイルスの影響を受けておりまして、なかなか正確な数字とはなっていないところであるんですけれども、基本的には、例年、サービスを受けられる方というのは右肩上がりに増えている状況だというところで認識しています。

　児童発達支援サービスと放課後等デイサービスで、１枚めくっていただきまして、保育所等訪問支援事業、併せまして、各事業とも増加する見込みで記載しています。

　見込量の確保に向けての方策といたしまして、事業所の増加が予想される中、東京都や市による指導、実地検査や事業所間の情報交換等により質の向上を目指しますというところで記載をしているところでございます。

　説明に関しましては、以上となります。

【会長】　　ありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見がおありの委員いらっしゃいましたら、お願いいたします。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　先ほど飯島さんのほうからＤＶの対応ということで、児童のほうは特に多いと思うんですが、そこら辺の記述みたいな検討はされているのかどうなのかというのと、もしされているようだったら、成人と連携していくという中で、対応を考えていただけるとありがたいなというふうに思います。

【福祉支援係長】　　障害児の方のＤＶ等、あるいは虐待等に関しては、基本的には、児童相談所のラインにはなるんですが、随時、ケース会議等、連携はしているところであります。

【会長】　　どうぞ。

【委員】　　磯部です。うちも放デイをやっていて、児童相談所はなかなかやっぱり対応できないとう実態があるんですよね。そこら辺、現状を見て進めていただけるとありがたいなというふうに思うんです。ぜひそこら辺、よろしくお願いします。

【福祉支援係長】　　おっしゃるとおりで、最終的な管轄がどうあれ、最初にそういった御相談は、障害福祉課ですとか、事業所ですとか、そういったケースがありますので、そこも踏まえて進めていきたいと思います。

【ジャパン総研】　　すみません、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の新橋です。先ほどいただいた件で、虐待についての記載なんですけれども、今回、先ほどの部分とはまた異なるんですが、第４章の障害者計画の部分として、５８ページを御覧ください。当然、これまでも取り組んできた内容ではありますので、新しく何か盛り込めているというわけではないんですけれども、５８ページの（３）権利擁護の推進ということで、現行計画にはこれまで柱立てとしてはされていなかったところで、改めて権利擁護として虐待防止に関する部分ですとか、成年後見、そういった権利擁護に関する記載は、こちらには簡単に盛り込ませていただいているという状況です。

　補足程度ですが、以上になります。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　ただいまの件、あるいは、今のセクションにつきまして、御意見や御質問のおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

　よろしいですか。

　それでは、今日、私、休憩も取らずに一気にやってしまって申し訳なかったんですが、今日全体を通して御意見や御質問等おありでしたら、この場で御発言ください。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　１つは、やっぱり営利企業が入ってきている中で、どういう質を担保をしたらいいかというところに関しては、８３ページに向上させるための取組として、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業所への指導監査ということであるんですけども、東久留米には、市としてやるのではなくて、都としてやるというところの監査になるのかなと思うんですけれども、そこら辺の実態とか、特にやっぱり放デイなんかでも、うちも対象になるんですけれども、実施状況とか、質を向上させていくというところでの見える化みたいなことをやっていかないといけないのかなというのが考えとしてはあるんですけれども、そこら辺の実態とか、見える化ができるのかどうなのかというのをちょっとお願いしたいというふうに思います。

【管理係長】　　御質問いただいた指導検査の件なんですけれども、市では単独で実施できるような体制が整っていないというところもございまして、東京都が各事業所に年間計画を立てて検査に入っているんですけれども、そちらの立会いということでこちらも一緒に同行して、今、お伺いしているところでございます。

　あと、年１回、合同検査という形で東京都と一緒に市も検査に入りまして、そちらでノウハウ等を今、学んでいるというか研究しているような状況でございますので、指導検査の市の単独の実施につきましては、こちらも今後検討していくようなところであるかと考えています。

　その検査結果につきましては、東京都のほうからこちらでも共有しているところでございますので、例えば指摘が多い部分ですとか、その辺をまた施設代表者会等の機会を通じて事業者様のほうに周知してまいりたいと考えているところです。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。

　斎藤利之委員、お願いします。

【委員】　　全体を通してという話だったので、ちょっと本論とは違う話をするんですけど、今日も新規感染者３７４人というところで、非常に多い中で、正直言って、前回の会議もいつ終わるんだろうというところで、我々、話せと思えば幾らでも皆さん意見が出てきて、永遠に終わらない場合もあるので、ちょっとゴールを先に決めていただきたいなと。今日もこの後、この議題以外にヒアリングの件についてお話しされるんでしょうか。もうこれ終わりですかね。ちょっと先が見えないところもあるので、すみません、私がこの会議に慣れていないので不安でというところなので、最初に事務局か会長様のほうか、お示ししていただくと助かります。すみません。

【障害福祉課長】　　今の斎藤委員の御意見につきましては承りましたので、次回からは、終了予定時刻等についてお知らせしていきたいと思います。

　今後のスケジュールだけ説明させていただきます。来週、庁内において、この計画の素案について決定させていただきたいと思っております。１２月から、この素案についてパブリックコメントを実施し、１月にそのパブリックコメントを受け、修正等を事務局で行っていきたいと考えております。１月の下旬に、地域自立支援協議会において、パブリックコメントや最終的な計画について、地域自立支援協議会のほうでお諮りしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　予定の議題としては以上になるわけですね。ありがとうございました。

　それでは、事務連絡をお願いいたします。

【福祉支援係長】　　事務連絡の前に、昨今、一般の利用されている方から若干問合せが、あるいは、住民の方から少し御意見をいただくことがあって、障害をお持ちの方でマスクをつけることが難しい方がいらっしゃるんですね。どうしても気になって外してしまう方がいらっしゃいます。そういった方について、例えば、実際、委員の皆様の御関係の中で、何かそういったようなお話があったですとか、こういった解決策をというようなお話がもしあれば、何か伺えればというお話です。

【会長】　　堀野委員、お願いします。

【委員】　　親の会の堀野です。「マスクができませんバッジ」というのがありまして、リュックとかコートとかに「マスクができませんバッジ」を、多分インターネットで調べれば出てくるかと思うんですけれども、それをつけさせていらっしゃる親御さんは何人かいらっしゃいます。

【福祉支援係長】　　ありがとうございます。

【委員】　　あとはヘルプマーク、今は大分浸透してきたので、それを推奨したらいかがですかね。実際それで知覚過敏の方はやっています。

【福祉支援係長】　　障害当事者の方や支援者の方々の御意向もあるなかですが、いろいろな方法を御提案させていただいて、御相談の中でも生かしていきたいと考えています。ありがとうございます。

【会長】　　よろしいですか。ほかにないですか。

　ありがとうございました。

　では、ほかに情報がもしあればということですが、よろしいですか。

　ありがとうございました。では、今度こそ事務連絡をお願いいたします。

【地域支援係長】　　本日はお疲れさまでした。本日の会議につきましては、後ほど会議録を作成させていただきますので、内容の御確認と御協力をお願いします。

　次回の会議のほうは、先ほど課長も申し上げましたとおり、１月の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、また後日、開催通知等でお知らせさせていただきますので、よろしくお願いします。

　事務連絡としては、以上になります。お願いいたします。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　会議の予定時刻を含め、議事進行、以降も気をつけてまいりたいと思います。

　本日は長時間、本当にありがとうございました。これで本日の会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

――　了　――